



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ティール・ワイ・オー

代表者名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者  
吉田 博昭

( J A S D A Q ・ コード番号 : 4358 )

問い合わせ先 取締役兼グループ執行役員

飯田 浩一

電話番号 03-5434-1586

### 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 7 月 13 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、以下の 3 点の企業改革を計画しております。

##### I 当社から TV-CM の企画・制作事業を分社化

TYO グループとしてより企業目的の合理的な達成に向けた経営と株主利益の増進に徹する為に、TV-CM の企画・制作事業を営むプロダクションズ事業部門を 100% 子会社として分社化致します。

当社はプロダクションズ事業部門を持つと同時に、TYO グループ 37 社のセンター機能を有する事業持株会社の形態を採ってまいりましたが、TYO グループは多種多様な映像コンテンツを制作する事業会社によって形成されており、プロダクションズ事業部門を分社化し全ての事業会社から等距離にあることが、今後の TYO グループの連結経営の最適化の観点から適切と考えるに至りました。

新設会社が事業を営む TV-CM の企画・制作市場は、大手制作会社に案件が集中する傾向があります。今回の分離によって、新設会社はこれまで以上に TV-CM の企画・制作事業に注力する事が可能となります。大手広告会社との取引関係を強化し、シェアの拡大を図り、併せて利益率を堅持する体制を採る事で連結利益への一層の貢献を担ってまいります。

新設分割後に TYO 本社は、グループ全社の持株会社としてグループ経営管理を行う他に、あらゆる映像コンテンツへの出資、ライセンス取得と管理、また流通・販売まで含めて、「制作する以外の全ての映像ビジネスメイキング」を事業の柱と致します。また、グループ内の

みならずグループの外へも経営改革業務の提供や貸金業を行い、TYOブランドの影響力を業界全体に拡大していく戦略です。

## II 当社取締役会の改編

当社取締役会は、設立以来の基盤事業である広告映像事業出身の役員によって長期間運営されてまいりました。しかしながら現在の当社グループは広告映像事業の他に、WEB事業、エンタテインメント事業、コンテンツ・ソリューション事業と多岐にわたり、また海外においても事業展開を行っております。各事業セグメントからの迅速な情報の共有と意思決定を行う為に、新たに各事業セグメントから 11 名を当社取締役候補とし、臨時株主総会に推薦致しました。

候補者はいずれも各事業セグメント及び業務において求心力のある人物であり、これによって、グループの 1 社 1 社が連結決算に寄与するというミッションをより強く意識し、結果として当社の株主利益を増進することが出来ると確信しております。

## III 事業年度の末日の変更

当社の 5 つの事業セグメントの内、「広告映像事業」「WEB 事業」「コンテンツ・ソリューション事業」の 3 つの事業は、企業の広告宣伝に関連する事業であり、広告主の広告宣伝費の予算執行が 3・9 月に集中するという季節性要因から、売上高の高い時期と事業年度の末日が重なる状況でございます。また、流動資産である受取手形や売掛金が増加する一方で流動負債である買掛金と短期借入金が増大し、その結果自己資本比率が最も低下する時期でもあります。

今回の事業年度の末日の変更案は、経営成績の予測と実績の予算乖離の発生を避けることを目的として変更するものです。

今回の変更案により、第 1 四半期である 8 月から 10 月に、その期の最も大きな売上高の確定が可能となり、その期の実態をより早期に開示する事が可能となります。

上記計画の実行の為に平成 19 年 7 月 13 日開催予定の臨時株主総会において以下の定款の変更を付議致します。

### (1) 商号変更 (定款 第 1 条)

上記企業改革 I により、当社の英文表示である「TYO Productions Inc.」を、TV-CM の企画・制作事業を新設分割により事業承継される新会社の商号とする予定であり、当社英文表示を新たに「TYO Inc.」と変更するものであります。

### (2) 目的変更 (定款 第 2 条)

当社はこれまでも、主にエンタテインメントコンテンツに、製作委員会を通して出資を行ってまいりましたが、上記企業改革の I により、映像コンテンツへの投資・販売を新たに事業目的に加えるものであります。また、持株会社としてグループ会社の事業活動を管理する旨を記載するものであります。

(3) 取締役の員数 (定款 第 18 条)

上記企業改革Ⅱにより、取締役の員数枠を 11 名から 20 名に変更するものであります。

(4) 事業年度の末日の変更 (定款 第 13 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条)

上記企業改革Ⅲにより、事業年度の末日を 9 月末日から 7 月末日に変更し、同時に定時株主総会の議決権の基準日を 7 月末日に、期末配当金の基準日を 7 月末日に、中間配当金の基準日を 1 月末日に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社ティー・ワイ・オーと称し、英文では、 <u>TYO Productions Inc.</u> と表示する。  (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  (1) 広告代理業 (2) <u>劇場用映画、テレビ番組、ビデオテープ・ビデオディスク等の映像制作物の企画・制作・配給・販売および著作管理</u> (3) <u>音楽テープ、レコード等の音楽制作物の企画・制作・出版および販売</u> (4) <u>デジタル映像、デジタル音声、コンピュータソフトウェア等のデジタルデータの企画・制作および提供サービス</u>  (新 設)	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社ティー・ワイ・オーと称し、英文では、 <u>TYO Inc.</u> と表示する。  (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u>  (1) 広告代理業 (2) <u>映像・音楽に関するソフトウェアおよびコンピュータソフトウェアの企画・制作・製造ならびに販売</u>  (第 2 条第 2 号に移行)  (第 2 条第 2 号に移行)  (3) <u>グラフィックデザイン、イラストレーション、キャラクターデザイン、漫画の企画・制作・開発および販売</u>

現行定款	変更案
<p>(5) <u>雑誌および書籍等の企画・制作・出版・販売</u>  <u>売および著作管理</u></p> <p>(6) <u>商標権の通常使用権の許諾業務</u></p> <p>(7) <u>映像、音楽、文芸、美術に関する著作権等の財産権の取得、譲渡、譲受、貸与および管理業務</u></p> <p>(8) <u>キャラクター商品（個性的な特徴や名称を有している人物、動物の画像を付けたもの）の企画および著作権、商標権、意匠権の管理業務</u>  (第2条第5号より移行)</p> <p>(9) <u>玩具、衣料用繊維製品、衣料雑貨、ポスター、装身具等の企画、製造および販売</u>  (新 設)  (新 設)  (新 設)  (新 設)</p> <p>(10) <u>上記各号に関わるタレント、作家の育成及び管理業務</u>  (新 設)  (新 設)  (新 設)  (新 設)</p> <p>(第2条第6号、第7号より移行)</p>	<p>(第2条第5号に移行)</p> <p>(第2条第16号に移行)</p> <p>(第2条第16号に移行)</p> <p>(4) <u>キャラクター商品の企画・開発および販売</u></p> <p>(5) <u>図書の企画・制作・出版および販売</u></p> <p>(6) <u>玩具、衣料用繊維製品、衣料雑貨、ポスター、装身具等の企画・製造および販売</u></p> <p>(7) <u>屋外広告物、展示物、室内装飾等の企画・制作・管理・施工</u></p> <p>(8) <u>広告、広報を目的とする建設工事の企画・設計・監理・施工</u></p> <p>(9) <u>地域開発事業の企画および実施</u></p> <p>(10) <u>各種イベントの企画・制作・運営および実施</u></p> <p>(11) <u>国内外におけるタレント、作家、クリエイター等映像メディアに関わる人材育成のための教育事業</u></p> <p>(12) <u>国内外における研究会および講習会等の文化事業の開催</u></p> <p>(13) <u>インターネット、携帯電話等を利用した各種コンテンツの企画・制作および各種情報の提供サービス</u></p> <p>(14) <u>インターネットホームページの制作・管理</u></p> <p>(15) <u>インターネットの接続仲介、アクセスサービス業</u></p> <p>(16) <u>産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）、著作権、出版権、著作隣接権等の知的</u></p>

現行定款	変更案
<p>(11) 撮影スタジオ、録音スタジオ、編集スタジオの経営</p> <p>(12) 撮影用、再生用映画およびビデオ機材のレンタル</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(13) 金融業</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(14) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</p>	<p><u>財産権、その他の無形財産権、キャラクターおよびソフトウェアの取得・利用・賃貸借・販売ならびに管理</u></p> <p>(17) 撮影スタジオ、録音スタジオ、編集スタジオの経営</p> <p>(18) 撮影用、再生用映画およびビデオ機材のレンタル</p> <p>(19) 映像機器およびその周辺機器ならびに映像・撮影関連消耗品の販売</p> <p>(20) 通信販売業</p> <p>(21) 市場調査業および販売促進活動に関するコンサルティング業務</p> <p>(22) 経営コンサルティング業務</p> <p>(23) 金融業</p> <p>(24) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理ならびにコンサルティング業務</p> <p>(25) 財務経理、人事・人材育成、情報システム構築・運営、資産管理等に関する業務および給与計算、各種保険手続等の業務請負事業</p> <p>(26) 集金業務の代行事業</p> <p>(27) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用および管理ならびに投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資</p> <p>(28) 有価証券投資および売買業務</p> <p>(29) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="284 353 683 383">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="212 398 384 427">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="197 448 727 477">第18条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="344 537 619 566">第6章 計 算</p> <p data-bbox="212 582 331 611">(事業年度)</p> <p data-bbox="197 631 743 705">第39条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1</u>日から翌年<u>9月30</u>日までとする。</p> <p data-bbox="212 766 360 795">(期末配当金)</p> <p data-bbox="197 815 762 1028">第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>9月30</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。</p> <p data-bbox="212 1088 360 1117">(中間配当金)</p> <p data-bbox="197 1137 762 1397">第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>3月31</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>	<p data-bbox="877 353 1276 383">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="805 398 978 427">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="791 448 1321 477">第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="954 537 1228 566">第6章 計 算</p> <p data-bbox="805 582 925 611">(事業年度)</p> <p data-bbox="791 631 1337 705">第39条 当社の事業年度は、毎年<u>8月1</u>日から翌年<u>7月31</u>日までとする。</p> <p data-bbox="805 766 954 795">(期末配当金)</p> <p data-bbox="791 815 1398 1028">第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>7月31</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。</p> <p data-bbox="805 1088 954 1117">(中間配当金)</p> <p data-bbox="791 1137 1398 1397">第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>1月31</u>日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>

### 3. 日程

定款変更の為の臨時株主総会開催日

平成19年7月13日

定款変更の効力発生日

平成19年7月13日

以 上